

## 平成 17 年度第 14 回専門委員会までの議論の整理

前回の委員会までの議論を整理すると、おおむね次のとおりである。

本委員会においては、本整理に係る施策の進捗状況も含め、浄化槽に関する課題について、今後も引き続き審議を行うこととしたい。

### 1 浄化槽の維持管理に係る業務の在り方

浄化槽の維持管理に係る業務の在り方についての検討は、平成 17 年の法律改正に伴う省令事項等の検討とともに、本専門委員会の設置に際して、急ぎ行う必要があるとした事項である。

審議に当たっては、検討を行うための基本的考え方として、それぞれのバランスを考えつつ、浄化槽の設置目的である「環境保全性」とともに、浄化槽管理者・使用者（以下「使用者等」という。）が必要な情報を得ることができる「透明性・説明責任性」及び使用者等の負担軽減を図る「経済効率性」を採用した。これは、浄化槽の維持管理に係る業務の在り方について使用者等から「わかりにくい」との声もあり、このことが浄化槽に対する不信感や負担感につながっていることも否定できないと考えたからである。

以下の整理についても、浄化槽に対する信頼や納得を確保するため、使用者等の立場に立ってこれを行うこととした。

#### (1) 透明性・説明責任性の向上

##### ア 浄化槽全般に関する理解の促進

生活排水については、他の廃棄物とは異なり、住民自身が処理をしたり、直接運び出したりすることは極めて少ないことから、通常、住民は、浄化槽の維持管理等浄化槽にかかわる法令の内容についてのみならず、浄化槽がどのようなものかについても十分な知識を有していない。

このため、浄化槽を設置する前に、都道府県・市町村や浄化槽関連業界等が連携して説明会を実施するなど、浄化槽の役割、維持管理やその必要性を説明することが必要である（参考事例 1 参照）。

説明会を実施するなどの際には、住民にわかりやすい用語を使用するとともに、指定検査機関、保守点検業者及び清掃業者の協力に加え、住民等と初めて接する工事業業者等の協力を得ることが重要である。

また、説明会においては、浄化槽に直接関係する事項のみならず、水環

境保全の必要性、市町村の生活排水処理計画の内容等についても説明を行う方が住民の理解を得られやすいとの指摘がある。

なお、都道府県・市町村においては、浄化槽に関する諸手続を容易に行うのに必要な情報について、説明会のみならずインターネット等で常に公開することが必要である。

また、使用者等が浄化槽の適切な設置や維持管理に達成感を持つことにつながるように、使用者等に対する働きかけを行うことが必要であり、例えば、浄化槽の設置、使用及び維持管理を適切に行うことにより、水質保全に貢献している使用者等を表彰することなどを検討することが必要である。

さらに、製造業者等においては、機種ごとに、機能上の特徴はもとより、維持管理の作業性、費用等の各種情報を積極的に提供することが必要である。

#### イ 維持管理業者全般に関する情報の提供

住民が浄化槽を設置することを決め、維持管理の重要性を理解しても、どのような業者に委託すべきなのかについてわからないことが考えられる。

このため、各業者は、業務内容、自らが関与した浄化槽の法定検査の結果等自らの情報を提供することが必要である。

また、国、都道府県・市町村及び浄化槽関係者は、質の高い業務を提供し、料金体系、会社の状態などを公開する透明性の高い事業者に関する情報を提供するシステムを検討することが必要である。

さらに、将来的には、浄化槽関係者が持つ保守点検の内容、清掃の内容、検査の結果等浄化槽に関する情報を一元化し、浄化槽に関する信頼性を確保するため必要な情報を公開できるシステムの構築を目指した検討も必要である。

加えて、料金が適正であるかどうか使用者等が判断できるように、その実態についての情報の提供が行われることが望ましい。

#### ウ 委託後の維持管理業務に関する情報の提供

使用者等は、維持管理業者に委託を行った後においても、当該業者がどのように業務を実施し、それが適切なかわからないことが考えられる。

このため、委託を受けた各業者は、浄化槽の状態はもちろん、作業の内容及び必要性を説明すべきである。これは、委託契約の趣旨から言うまでもないことであるが、必要に応じ、これらの説明が確実に行われるように法令等により求められている記録や各業者からの説明の項目を改めるべきである。

また、保守点検や清掃については、法定検査の結果に応じて実施することが必要であることから、法定検査に当たっては、指定検査機関は、第三者性を保ちつつも、検査の結果のみならず適切な保守点検や清掃が行われるための情報を使用者等に提供することが必要である。その際には、使用者等に対し、浄化槽が良好な性能を発揮できるように、判定の理由や不適正な場合の問題点など管理に必要な事項をわかりやすく説明すべきである。

さらに、清掃については、浄化槽の状態に応じて実施することが必要であることから、保守点検業者は、保守点検の結果のみならず適切な清掃が行われるための情報を使用者等に提供することが必要である。

加えて、使用者等が保守点検及び清掃の作業内容を容易に理解できるような情報を提供することも必要である。

一方、各業者は、使用者等に対し、どのような作業でどのような料金が発生するかなど料金設定について説明を行い、委託業務の内容と料金との関係を明白にすることが必要である。

## エ 業務の連携

保守点検、清掃及び法定検査の連携が不十分であるため、使用者等にとって、各々の業務の時期、内容、必要性やそれぞれの関係について理解しづらくなっており、使用者等の不信感を醸成することにもつながっている。

このため、事業者間の十分な連絡を図ることはもちろん、保守点検や清掃の作業内容・結果を指定検査機関に集積することを検討することが必要である。

また、保守点検、清掃、法定検査について更に連携を深め、組織的な維持管理体制の整備を図ることも効果的である（参考事例2参照）。

## (2) 経済効率性の向上

### ア 保守点検

浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする保守点検については、環境省関係浄化槽法施行規則（以下「省令」という。）第6条第2項において、通常の使用状態において、処理方式や浄化槽の種類ごとに定められる期間ごとに1回以上行うこととされており、また、同条第4項において、駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、同条第2項の規定にかかわらず、必要に応じて行うこととされている。

保守点検の業務については、必要にして十分な保守点検が行われているかどうか重要であるが、使用者等から見てわかりにくいとの意見があ

る。

省令第6条第2項の定められる期間ごとに1回以上という保守点検回数の規定については、複雑な規定を設けるのではなく、標準的な回数を規定するとともに、様々な場合を網羅的に規定することは極めて困難であることから、「以上」という語を用いてカバーするとの趣旨であったと考えられる。

また、この規定により定められる回数については、現在のところ、直ちに見直すべき根拠は見当たらず、事実上、浄化槽に関する国土交通大臣の認定や全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の登録における前提として取り扱われている背景もある。

したがって、保守点検業者においては、これらの趣旨を踏まえて、必要にして十分な保守点検が行われるべく使用者等の理解を得られるように保守点検の技術上の基準を踏まえた説明に努めるとともに、他方、例えば、通常の使用状態において、定められた期間中に1回を超えて保守点検を行う場合などには、その必要性和作業内容を詳細に説明すべきである。

## イ 清掃

浄化槽内に生じた汚泥、スラム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う清掃については、その技術上の基準に従い、毎年1回行わなければならないと規定されている。

どのような使用状態であっても同じに清掃しなければならないのか、料金が必要以上支払われている場合があるのではないかという意見がある。

このため、使用人数に比べはるかに大きな人槽の浄化槽を使用している場合などにおいて、汚泥等が蓄積しにくく、浄化槽の機能に影響を与えにくい状況が法定検査等で確認できるのであれば、汚泥等の引き出しを全量とされているところを適正量とするよう見直すことが必要である。また、必要に応じ、清掃を年1回以上行う理由を詳細に説明することが重要である。

また、清掃業の許可等に当たっては、使用者等に過剰な負担がかかることがないように、公正競争の観点にも留意することが必要である。

## ウ 法定検査

法定検査は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正になされているかを確認するものであり、総合的に勘案を行うとして、外観検査、水質検査及び書類検査の多岐にわたる内容を対象としているが、これにかかる手間や費用が大きいという意見がある。

このため、法定検査の内容について、環境保全の観点を踏まえつつも使用者等の負担を軽減する観点から、前回の法定検査が良好であれば検査項目を減らしたり、透視度が一定以上であればBOD検査を不要としたりするなど、簡素化を検討することが必要である。

### (3) 環境保全を支えるための信頼性の向上

#### ア 指定検査機関

法定検査については、平成17年の浄化槽法改正において、都道府県等に対する検査結果の報告義務が定められるなど、法定検査の結果により都道府県等が使用者等への指導等の措置をとる仕組みが強化されたことから、指定検査機関の検査技術や体制を確保することが重要である。

このため、指定検査機関においては、精度管理システムなどを導入するとともに、公正・中立を保つための内部チェックが働くような仕組みを整備することが必要である。

そのほか、指定を行う都道府県が、指定検査機関に対し、検査結果の信頼性を高めるとともに、全国的に整合性のある判定ができるように、適切な指導を行うことが必要である。

#### イ 都道府県・市町村

行政処分等の概況については、都道府県・市町村ごとの実施件数とその内容に差が大きい。

このため、都道府県・市町村が委託業者や使用者等に対し指導等を行う際には、その内容の統一を図るとともに、特に、使用者等に対し指導等を行う際には、単に改善を指導するのではなく、委託業者の業務の内容についても指導するよう配慮等を行うことが必要である。

なお、前述の市町村の生活排水処理計画のほか、使用者等との関係については、現場に最も近く、浄化槽の補助事業も実施している市町村が一定の役割を果たすことが期待される。現在、いくつかの都道府県において、地方自治法に基づき条例を定め、浄化槽法に定める設置届の受理や助言、指導、勧告、改善命令等の事務を市町村に委譲しているが、市町村がきめ細かい指導監督を行うのに効果的な方策の一つであると考えられる。

## 2 国民への普及啓発の一層の推進

使用者等を始め国民から浄化槽について十分な理解が得られておらず、これが法定検査の受検率が低迷する一因ではないかとの指摘があるなど、浄化槽の維持管理に係る業務の在り方と密接な関係があることから、併せて「普及啓発の一層の推進」について審議を行うこととした。

なお、普及啓発は、浄化槽に関するすべての課題に密接に関係することから、今後も他の課題の検討状況に合わせ検討を行うことが必要である。

### ア 既存の使用者等への普及啓発

平成16年度末現在において、単独処理浄化槽が約630万基、浄化槽が約230万基設置されており、毎年、新規に設置される浄化槽よりもはるかに数が多い。

このため、新規の設置者に対する説明会などに加え、既存の使用者等に対する普及啓発も併せて充実させるべきである。

### イ 非営利組織（NPO）等との連携

非営利組織（NPO）等による環境保全活動や環境教育等が近年、盛んに取り組まれてきているところである。

このため、このような取組に浄化槽に関する事項が取り入れられるように教材やカリキュラム等を作成するとともにその存在を周知することが必要である。

### ウ 普及啓発に関する情報の交換

浄化槽が設置される前に住民に対し講習会を実施するなど、浄化槽の普及啓発に関し独自の取組を行っている都道府県・市町村や浄化槽関係者が存在する。

このため、これらの者においては、普及啓発の手法について、浄化槽行政担当による会議や技術研究集会等の場で情報の交換を行いつつ、これを充実させていくことが必要である。

### 3 単独処理浄化槽対策

単独処理浄化槽については、生活雑排水が未処理で公共用水域に排出されるため、1日1人当たりの排出汚濁負荷が浄化槽の約8倍と推計される点からはもちろん、単独処理浄化槽以外の浄化槽の適切な維持管理の重要性に対する使用者等の疑問につながりかねない点からも、その対策は重要である。

単独処理浄化槽対策の重要性を考えると、他の水環境施策との整合性を勘案しつつも、時限を切って単独処理浄化槽の全面廃止を行うことが望ましいことは言うまでもない。ただし、単独処理浄化槽が浄化槽に転換できないまま使用禁止となった場合には、その家屋においては便所が使用できない等の問題が生じることも考慮することが必要であり、今後とも、その時点ごとの単独処理浄化槽の設置状況や問題点を踏まえた、適切な施策が行えるよう検討を続けることが必要である。

#### ア 普及啓発

単独処理浄化槽の転換を進めるためには、単独処理浄化槽の使用者等に台所排水等の生活雑排水が未処理で放流されていることが環境保全上問題であることを理解してもらう必要がある。

このため、一般の国民でも簡単に単独処理浄化槽の問題点がわかるような説明と比較基準が必要である。

また、単独処理浄化槽の設置が違法であると認識していても、単独処理浄化槽と浄化槽の区別がつかないことも考えられることから、区別方法の周知など対策をとるべきである。

なお、浄化槽関係者においては、保守点検、清掃及び法定検査の際に、単独処理浄化槽の使用者等に対し、当該使用者等が使用しているのは単独処理浄化槽であって、その使用が環境保全上問題があることを説明すべきである。

#### イ 環境保全活動等との連携

地域住民の諸活動や学校教育において、環境保全のための様々な取組がなされている。

このため、単独処理浄化槽についても、環境保全上の問題として、環境保全活動や環境教育等とも連携して対応することが必要である。

#### ウ 廃止される単独処理浄化槽の適切な処理

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）という、3つのRの推進を通じて、循環型社会の構築に向けた取組が重要である。

このため、単独処理浄化槽の廃止に当たっては、雨水貯留槽への再利用等の廃止された単独処理浄化槽の有効利用を進めるなど、3Rの考えに基づき適切な処理を行うべきである。

(参考)

- 参考事例1 宮崎県における「浄化槽設置者講習会」について -

宮崎県では、浄化槽管理者への普及啓発の取組として、「宮崎県民の住みよい環境の保全等に関する条例」(平成17年3月29日公布、10月1日施行)を踏まえ、浄化槽を設置する者に講習会の受講を促すとともに、設置届出時に保健所において「講習会受講済証」で受講を確認する制度を導入している。

浄化槽設置者講習会においては、啓発ビデオと講義を組み合わせた1時間の講習の中で、公共用水域の現状、浄化槽の仕組み、法規、使用上の注意、維持管理(保守点検、清掃、法定検査)等の内容を説明しており、具体的な運営については、宮崎県浄化槽協会へ県から委託し、県が実施する講師研修会を受講した協会の会員が、マニュアルを基に講師を務めている。

平成17年度については、県内13会場において延べ年166回開催され、約3,500人が受講する予定となっている。

- 参考事例2 「飯能市合併処理浄化槽組合」について -

埼玉県飯能市においては、関係者の一致した協力体制に基づく組織的な維持管理を行うため、管理者(設置者)、施工業者、保守点検業者、清掃業者及び行政等の関係者で「飯能市合併処理浄化槽組合」が平成9年5月に設立されている。

同組合における浄化槽の維持管理方法としては、保守点検については、管理者と保守点検業者で委託契約を直接締結するとともに、清掃については、保守点検業者が必要と認めたときに清掃業者に依頼している。法定検査については、年度初めに組合から法定検査機関に対し管理者全員を一括して申し込む体制を採っている。

費用については、組合費を管理者(設置者)、施工業者、保守点検業者、清掃業者等から徴収し、市の維持管理補助金と合わせた中から、維持管理業務に応じて、組合から支払う体制となっている。